

## 公募型プロポーザルの公告

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和4年12月21日

奈良県知事 荒井 正吾

### 1 業務概要

#### (1) 名称

デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託業務

#### (2) 業務の内容

医療従事者の業務効率化を図るためのITツールを調達し、医療機関において試験的にITツールを導入することにより収集するデータ等を活用して業務量を調査・分析し、課題抽出及び改善策の提案を行うこと。詳細は、仕様書等によります。

#### (3) 委託料上限額

19,853千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者で、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開

始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなす。

- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 手続き等

- (1) 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3 階  
奈良県福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 医師対策係  
電 話 0742-27-8644 (ダイヤルイン)  
F A X 0742-27-7811
- (2) 公募型プロポーザル説明書等の交付期間  
令和4年12月21日（水）から令和5年1月11日（水）まで  
（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項の規程による県の休日を除く。）  
午前9時から午後4時まで
- (3) 公募型プロポーザル説明書等の交付方法  
（1）に示す場所において次の書類を交付します。
  - ・公募型プロポーザル説明書
  - ・仕様書
  - ・提出様式（様式1～5）なお、上記書類は、奈良県ホームページにも掲載します。  
（奈良県ホームページトップページ→県の組織→医師・看護師確保対策室→新着情報）
- (4) 質問票の提出期限  
令和5年1月5日（木） 午後4時（必着）
- (5) 参加申込書の提出期限  
令和5年1月11日（水） 午後4時（必着）
- (6) 企画提案書の提出期限  
令和5年1月18日（水） 午後4時（必着）

### 4 最優秀提案者の選定方法

提出された企画提案書について、「デジタル化による医療従事者の働き方改革推進事業委託事業者選定委員会」の審査により最優秀提案者を選定します。なお、審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

## 5 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 6 契約の解除

契約締結後、契約者について5の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 7 その他

詳細は、公募型プロポーザル説明書等によります。